

# 経 済 産 業 省

平成23・07・28商第5号

平成 2 3 年 8 月 9 日

電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準の一部を改正する  
基準を次のように制定する。

経済産業大臣 海江田 万里

電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準の一部  
を改正する基準

電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準（平成14・03・  
13商第6号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この基準は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 この基準の適用について、施行後3年間は、なお従前の例によることができる。

(別紙)

電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準の一部を改正する新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準（平成14・03・13商第6号）

改正後				現 行			
1～4（略） 表1. 電気安全に関する基準				1～4（略） 表1. 電気安全に関する基準			
基 準			備 考	基 準			備 考
基準番号	表 題	本 文※		基準番号	表 題	本 文※	
J60065( <u>H23</u> )	オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項	日本工業規格（以下「JIS」という。） C 6065:2007+追補1(2009)	International Electrotechnical Commission規格（以下「IEC」という。） 60065(2001), <u>Amd.No.1(2005)</u> に対応	J60065( <u>H20</u> )	オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項	日本工業規格（以下「JIS」という。） C 6065:2007	International Electrotechnical Commission規格（以下「IEC」という。） 60065(2001)に対応
J60068-2-2(H14)	(略)			J60068-2-2(H14)	(略)		
J60155(H14)	(略)			J60155(H14)	(略)		
J60227-1( <u>H23</u> )	定格電圧450/750 V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル	JIS C 366 2-1:2009	IEC 60227-1(2007)に対応	J60227-1( <u>H20</u> )	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル	JIS C 366 2-1:2003	IEC 60227-1(1993), <u>Amd.No.1(1995),Amd.No.2(1998)</u> に対応

	第1部： <u>通則</u>				第1部： <u>一般的要求事項</u>		
J60227-2 (H23)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル 第2部：試験方法	JIS C 366 2-2:2009	IEC 60227-2(1997), <u>Amd.No.1(2003)</u> に対応	J60227-2 (H20)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル 第2部：試験方法	JIS C 366 2-2:2003	IEC 60227-2(1997)に対応
J60227-3 (H20)	(略)			J60227-3 (H20)	(略)		
J60227-4 (H20)	(略)			J60227-4 (H20)	(略)		
J60227-5 (H23)	定格電圧450/750 V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル 第5部：可とうケーブル(コード)	JIS C 366 2-5:2009	IEC 60227-5(1997), <u>Amd.No.1(1997),Amd.No.2(2003)</u> に対応	J60227-5 (H20)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル 第5部：可とうケーブル(コード)	JIS C 366 2-5:2003	IEC 60227-5(1997), <u>Amd.No.1(1997)</u> に対応
J60227-7 (H23)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル 第7部：遮へい付き又は遮へいなしの2心以上の多心可とうケーブル	JIS C 366 2-7:2010	IEC 60227-7(1995), <u>Amd.No.1(2003)</u> に対応	J60227-7 (H20)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル 第7部：遮へい付き又は遮へいなしの2心以上の多心可とうケーブル	JIS C 366 2-7:2003	IEC 60227-7(1995)に対応
J60228(H14)	(略)			J60228(H14)	(略)		

J60238( H20)	(略)			J60238( H20)	(略)		
J60245-1 (H23)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル第1部： <u>通則</u>	JIS C 366 3-1:2010	IEC 60245-1(2003) <u>A md.No.1(2007)</u> に対応	J60245-1 (H21)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル第1部： <u>一般的要求事項</u>	JIS C 366 3-1:2007	IEC 60245-1(2003)に対応
J60245-2 (H20) } J60245-7 (H20)	(略)			J60245-2 (H20) } J60245-7 (H20)	(略)		
J60245-8 (H23)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル第8部：高可とう性コード	JIS C 366 3-8:2010	IEC 60245-8(1998) <u>A md.No.1(2003)</u> に対応	J60245-8 (H20)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル第8部：高可とう性コード	JIS C 366 3-8:2003	IEC 60245-8(1998)に対応
J60269-1 (H14) } J60269-J 1(H14)	(略)			J60269-1 (H14) } J60269-J 1(H14)	(略)		
J60309-1 (H23)	工業用プラグ、コンセント及びカプラー	JIS C 828 5:2010	IEC 60309-1(1999) <u>A md.No.1(2005)</u> に対応	J60309-1 (H20)	工業用プラグ、コンセント及びカプラー第1部： <u>通則</u>	JIS C 828 5-1:2007	IEC 60309-1(1999)に対応

J60320-1 (H21) }	(略)			J60320-1 (H21) }	(略)		
J60335-2 -J1 (H14)	(略)			J60335-2 -J1 (H14)	(略)		
J60335-2 -J2 (H23)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－202部：電気こたつの個別要求事項	<u>JIS C 933</u> <u>5-2-202:20</u> <u>09</u>		J60335-2 -J2 (H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：電気こたつの個別要求事項	別紙104	
J60335-2 -J3 (H23)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－203部：ハードあんかの個別要求事項	<u>JIS C 933</u> <u>5-2-203:20</u> <u>09</u>		J60335-2 -J3 (H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：ハードあんかの個別要求事項	別紙105	
J60335-2 -J5 (H14) }	(略)			J60335-2 -J5 (H14) }	(略)		
J60335-2 -J8 (H14)	(略)			J60335-2 -J8 (H14)	(略)		
J60335-2 -J9 (H23)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－209部：家庭用電気治療器の個別要求事項	<u>JIS C 933</u> <u>5-2-209:20</u> <u>09</u>		(新設)			
J60335-2	(略)			J60335-2	(略)		

-J10(H21) } J60384-1 4(H14)	(略)			-J10(H21) } J60384-1 4(H14)	(略)		
J60400( H23)	蛍光灯ソケット及びスタータソケット	<u>JIS C 832</u> <u>4:2010</u>	IEC 60400(2008)に対応	J60400( H14)	蛍光灯用ソケット及びグロースタータソケット	別紙110	IEC 60400(1999)に対応
J60432-1 (H14) } J60584-1 (H14)	(略)			J60432-1 (H14) } J60584-1 (H14)	(略)		
J60598-1 (4.1版-H 14)	照明器具 パート1：一般要求事項及び試験(以下「4.1版対応のパート1」という。)	別紙116	IEC 60598-1(1996),Amd.No.1(1998)に対応	J60598-1 (H14)	照明器具 パート1：一般要求事項及び試験	別紙116	IEC 60598-1(1996),Amd.No.1(1998)に対応
J60598-1 (7版-H2 3)	照明器具－ 第1部：安全性要求事項通則	<u>JIS C 810</u> <u>5-1:2010</u>	<u>IEC 60598-1(2008)</u> に対応	(新設)			
J60598-2 -1(H23)	照明器具－ 第2－1部：定着灯器具に関する安全性要求事項	<u>JIS C 810</u> <u>5-2-1:1999</u> <u>+追補1(2</u> <u>010)</u>	IEC 60598-2-1(1979),Amd.No.1(1987)に対応	J60598-2 -1(H14)	照明器具 パート2：個別要求事項 セクション1：定着灯	別紙117	IEC 60598-2-1(1979),Amd.No.1(1987)に対応

					器具		
J60598-2-2 (H23)	照明器具一 第2-2部：埋込み形 照明器具に関する安全 性要求事項	JIS C 810 5-2-2:2003 +追補1(2 010)	IEC 60598-2-2(1996), Amd.No.1(1997)に対 応	J60598-2-2 (H14)	照明器具 パート2：個別要求事 項 セクション2：埋込型 照明器具	別紙118	IEC 60598-2-2(1996), Amd.No.1(1997)に対 応
J60598-2-3 (H14)	照明器具 パート2：個別要求事 項 セクション3：道路及 び街路用照明器具(4. 1版対応のパート1を 併用する)	別紙119	IEC 60598-2-3(1993), Amd.No.1(1997)に対 応	J60598-2-3 (H14)	照明器具 パート2：個別要求事 項 セクション3：道路及 び街路用照明器具	別紙119	IEC 60598-2-3(1993), Amd.No.1(1997)に対 応
J60598-2-4 (H23)	照明器具一 第2-4部：一般用移 動灯器具に関する安全 性要求事項	JIS C 810 5-2-4:2003 +追補1(2 010)	IEC 60598-2-4(1997) に対応	J60598-2-4 (H14)	照明器具 パート2：個別要求事 項 セクション4：一般用 移動灯器具	別紙120	IEC 60598-2-4(1997) に対応
J60598-2-5 (H23)	照明器具一 第2-5部：投光器に 関する安全性要求事項	JIS C 810 5-2-5:2003 +追補1(2 010)	IEC 60598-2-5(1998) に対応	J60598-2-5 (H14)	照明器具 パート2：個別要求事 項 セクション5：投光器	別紙121	IEC 60598-2-5(1998) に対応
J60598-2-6 (H14)	照明器具 パート2：個別要求事 項	別紙122	IEC 60598-2-6(1994), Amd.No.1(1996)に対 応	J60598-2-6 (H14)	照明器具 パート2：個別要求事 項	別紙122	IEC 60598-2-6(1994), Amd.No.1(1996)に対 応

	セクション6：変圧器 内蔵白熱灯器具(4. 1 版対応のパート1を併 用する)				セクション6：変圧器 内蔵白熱灯器具		
J60598-2 -7(H14)	照明器具 パート2：個別要求事 項 セクション7：可搬式 庭園灯器具(4. 1版対 応のパート1を併用す る)	別紙123	IEC 60598-2-7(1982), Amd.No.1(1987),Amd. No.2(1994)に対応	J60598-2 -7(H14)	照明器具 パート2：個別要求事 項 セクション7：可搬式 庭園灯器具	別紙123	IEC 60598-2-7(1982), Amd.No.1(1987),Amd. No.2(1994)に対応
J60598-2 -8(H14)	照明器具 パート2：個別要求事 項 セクション8：ハンド ランプ(4. 1版対応の パート1を併用する)	別紙124	IEC 60598-2-8(1996) に対応	J60598-2 -8(H14)	照明器具 パート2：個別要求事 項 セクション8：ハンド ランプ	別紙124	IEC 60598-2-8(1996) に対応
J60598-2 -9(H14)	照明器具 パート2：個別要求事 項 セクション9：写真及 び映画照明器具(ノン プロフェッショナル)( 4. 1版対応のパート 1を併用する)	別紙125	IEC 60598-2-9(1987), Amd.No.1(1993)に対 応	J60598-2 -9(H14)	照明器具 パート2：個別要求事 項 セクション9：写真及 び映画照明器具(ノン プロフェッショナル)	別紙125	IEC 60598-2-9(1987), Amd.No.1(1993)に対 応
J60598-2	照明器具一	JIS C 810	IEC 60598-2-12(2006)	(新設)			

-12(H23)	第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項	5-2-12:2009	に対応				
J60598-2-13(H23)	照明器具－ 第2-13部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 810 5-2-13:2009	IEC 60598-2-13(2006)に対応	(新設)			
J60598-2-17(H14)	照明器具 パート2：個別要求事項 セクション17：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具（屋外、屋内用）（4.1版対応のパート1を併用する）	別紙126	IEC 60598-2-17(1984), Amd.No.1(1987), Amd.No.2(1990)に対応	J60598-2-17(H14)	照明器具 パート2：個別要求事項 セクション17：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具（屋外、屋内用）	別紙126	IEC 60598-2-17(1984), Amd.No.1(1987), Amd.No.2(1990)に対応
J60598-2-19(H23)	照明器具－ 第2-19部：空調照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 810 5-2-19:2010	IEC 60598-2-19(1981), Amd.No.1(1987), Amd.No.2(1997)に対応	J60598-2-19(H14)	照明器具 パート2：個別要求事項 セクション19：空調照明器具（安全要求事項）	別紙127	IEC 60598-2-19(1981), Amd.No.1(1987), Amd.No.2(1997)に対応
J60598-2-20(H14)	照明器具 パート2：個別要求事項	別紙128	IEC 60598-2-20(1996), Amd.No.1(1998)に対応	J60598-2-20(H14)	照明器具 パート2：個別要求事項	別紙128	IEC 60598-2-20(1996), Amd.No.1(1998)に対応

	セクション20：ライティングチェーン(4.1版対応のパート1を併用する)				セクション20：ライティングチェーン		
J60598-2-22(H14)	照明器具 パート2：個別要求事項 セクション22：非常時 用照明器具(4.1版対 応のパート1を併用す る)	別紙129	IEC 60598-2-22(1997) に対応	J60598-2-22(H14)	照明器具 パート2：個別要求事項 セクション22：非常時 用照明器具	別紙129	IEC 60598-2-22(1997) に対応
J60669-1(H14) { J60707(H14)	(略)  (略)			J60669-1(H14) { J60707(H14)	(略)  (略)		
J60730-1(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第1部：一般要求事項	JIS C 973 0-1:2010	IEC 60730-1(1999), <u>Amd.No.1(2003)</u> , <u>Amd.No.2(2007)</u> に対応	J60730-1(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第1部：一般要求事項	JIS C 973 0-1:2004	IEC 60730-1(1999)に対応
(削除)				J60730-2-1(H14)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-1部：家庭用電気機器の電気制御装置	JIS C 973 0-2-1:2000	IEC 60730-2-1(1989)に対応

					の個別要求事項		
J60730-2-2 (H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－2部：感熱式モータ保護装置の個別要求事項	JIS C 973 0-2-2:2010	IEC 60730-2-2(2001), Amd.No.1(2005)に対応	J60730-2-2 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－2部：感熱式モータ保護装置の個別要求事項	JIS C 973 0-2-2:2004	IEC 60730-2-2(2001)に対応
J60730-2-3 (H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－3部：蛍光灯用安定器の感熱式保護装置の個別要求事項	JIS C 973 0-2-3:2010	IEC 60730-2-3(2006)に対応	J60730-2-3 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－3部：蛍光灯用安定器の温度保護装置の個別要求事項	JIS C 973 0-2-3:2004	IEC 60730-2-3(1990), Amd.No.1(1995),Amd.No.2(2001)に対応
J60730-2-4 (H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－4部：密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置の個別要求事項	JIS C 973 0-2-4:2010	IEC 60730-2-4(2006)に対応	J60730-2-4 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－4部：密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置の個別要求事項	JIS C 973 0-2-4:2004	IEC 60730-2-4(1990), Amd.No.1(1994),Amd.No.2(2001)に対応
J60730-2-5 (H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－5部：自動電気バーナコントロールシステムの個別要求事項	JIS C 973 0-2-5:2010	IEC 60730-2-5(2000), Amd.No.1(2004)に対応	J60730-2-5 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－5部：バーナ制御システムの個別要求事項	JIS C 973 0-2-5:2004	IEC 60730-2-5(2000)に対応

J60730-2-6 (H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－6部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項	JIS C 973 0-2-6:2010	IEC 60730-2-6(2007) に対応	J60730-2-6 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－6部：機械的要求事項を含む自動圧力検出電気制御装置の個別要求事項	JIS C 973 0-2-6:2004	IEC 60730-2-6(1991), Amd.No.1(1994),Amd. No.2(1997)に対応
J60730-2-7 (H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項	JIS C 973 0-2-7:2010	IEC 60730-2-7(2008) に対応	J60730-2-7 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項	JIS C 973 0-2-7:2004	IEC 60730-2-7(1990), Amd.No.1(1994)に対応
J60730-2-8 (H20)	(略)			J60730-2-8 (H20)	(略)		
J60730-2-9 (H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－9部：温度検出制御装置の個別要求事項	JIS C 973 0-2-9:2010	IEC 60730-2-9(2008) に対応	J60730-2-9 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－9部：温度検出制御装置の個別要求事項	JIS C 973 0-2-9:2004	IEC 60730-2-9(2000), Amd.No.1(2002)に対応
J60730-2-10 (H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－10部：モータ	JIS C 973 0-2-10:2010	IEC 60730-2-10(2006) に対応	J60730-2-10 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－10部：電気駆	JIS C 973 0-2-10:2004	IEC 60730-2-10(1991), Amd.No.1(1994),Amd. No.2(2001)に対応

	起動リレーの個別要求事項				動モータ起動リレーの個別要求事項		
J60730-2-11 (H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-1-1部：エネルギー調整器の個別要求事項	JIS C 973 0-2-11:2010	IEC 60730-2-11 (2006) に対応	J60730-2-11 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-1-1部：エネルギー調整器の個別要求事項	JIS C 973 0-2-11:2004	IEC 60730-2-11 (1993), Amd.No.1 (1994), Amd.No.2 (1997) に対応
J60730-2-12 (H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-1-2部：電動式ドアロックの個別要求事項	JIS C 973 0-2-12:2010	IEC 60730-2-12 (2005) に対応	J60730-2-12 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-1-2部：電気作動ドアロックの個別要求事項	JIS C 973 0-2-12:2004	IEC 60730-2-12 (1993), Amd.No.1 (1995) に対応
J60730-2-13 (H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-1-3部：湿度検出制御装置の個別要求事項	JIS C 973 0-2-13:2010	IEC 60730-2-13 (2006) に対応	J60730-2-13 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-1-3部：湿度検知制御装置の個別要求事項	JIS C 973 0-2-13:2004	IEC 60730-2-13 (1995), Amd.No.1 (1997), Amd.No.2 (2000) に対応
J60730-2-14 (H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-1-4部：電気アクチュエータの個別要求事項	JIS C 973 0-2-14:2010	IEC 60730-2-14 (1995), Amd.No.1 (2001), Amd.No.2 (2007) に対応	J60730-2-14 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-1-4部：電気アクチュエータの個別要求事項	JIS C 973 0-2-14:2004	IEC 60730-2-14 (1995), Amd.No.1 (2001) に対応

J60730-2-15 (H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-15部：自動電気式の空気流量、水流量及び水位検出制御装置の個別要求事項	JIS C 973 0-2-15:2010	IEC 60730-2-15 (2008) に対応	J60730-2-15 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-15部：ボイラー用のフロート又は電極式の自動電気水位検知制御装置の個別要求事項	JIS C 973 0-2-15:2004	IEEC 60730-2-15 (1994), Amd.No.1 (1997) に対応
(削除)				J60730-2-16 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-16部：家庭用及びこれに類するフロート式自動電気水位作動制御装置の個別要求事項	JIS C 973 0-2-16:2004	IEC 60730-2-16 (1995), Amd.No.1 (1997), Amd.No.2 (2001) に対応
J60730-2-17 (H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-17部：機械的要求事項を含む電動式ガスバルブの個別要求事項	JIS C 973 0-2-17:2010	IEC 60730-2-17 (1997), Amd.No.1 (2000), Amd.No.2 (2007) に対応	J60730-2-17 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-17部：ガスバルブの個別要求事項	JIS C 973 0-2-17:2004	IEC 60730-2-17 (1997), Amd.No.1 (2000) に対応
(削除)				J60730-2-18 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－	JIS C 973 0-2-18:2004	IEC 60730-2-18 (1997) に対応

					第2-18部：水流量及び空気流量検出制御装置の個別要求事項		
J60730-2-19 (H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-19部：機械的要求事項を含む電動式オイルバルブの個別要求事項	JIS C 973 0-2-19:2010	IEC 60730-2-19(1997), Amd.No.1(2000), Amd.No.2(2007)に対応	J60730-2-19 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-19部：オイルバルブの個別要求事項	JIS C 973 0-2-19:2004	IEC 60730-2-19(1997), Amd.No.1(2000)に対応
J60745-1 (H22) ∩ J60838-2-1 (H20)	(略)  (略)			J60745-1 (H22) ∩ J60838-2-1 (H20)	(略)  (略)		
J60884-1 (H23)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー 第1部：一般要求事項	JIS C 828 2-1:2010	IEC 60884-1(2002), Amd.No.1(2006)に対応	J60884-1 (H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー 第1部：通則	JIS C 828 2-1:2007	IEC 60884-1(2002)に対応
J60884-2-1 (H23)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー 第2-1部：ヒューズ付きプラグの個別要求事項	JIS C 828 2-2-1:2010	IEC 60884-2-1(2006)に対応	J60884-2-1 (H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー 第2-1部：ヒューズ付きプラグの個別要求事項	JIS C 828 2-2-1:2007	IEC 60884-2-1(1987)に対応

J60884-2-2 (H23)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー 第2-2部：機器用コンセントの個別要求事項	JIS C 828 2-2-2:2010	IEC 60884-2-2 (2006) に対応	J60884-2-2 (H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー 第2-2部：機器用コンセントの個別要求事項	JIS C 828 2-2-2:2007	IEC 60884-2-2 (1989) に対応
J60884-2-3 (H23)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー 第2-3部：固定配線用のインターロックをもたないスイッチ付きコンセントの個別要求事項	JIS C 828 2-2-3:2010	IEC 60884-2-3 (2006) に対応	J60884-2-3 (H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー 第2-3部：固定配線用インターロックをもたないスイッチ付きコンセントの個別要求事項	JIS C 828 2-2-3:2007	IEC 60884-2-3 (1989) に対応
J60884-2-5 (H20) { J61347-2-10 (H20) }	(略)  (略)			J60884-2-5 (H20) { J61347-2-10 (H20) }	(略)  (略)		
J61347-2-11 (H23) { }	ランプ制御装置ー 第2-11部：照明器具用のその他の電子回路の個別要求事項	JISC8147-2-11:2005	IEC 61347-2-11 (2001) に対応	(新設)			
J61347-2-12 (H21)	(略)			J61347-2-12 (H21)	(略)		

) { J8528-8( (略) H16)			
--------------------------------	--	--	--

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表 2. ～表 5. (略)

別紙 6 ～別紙 1 0 3 (略)

(削除)

(削除)

別紙 1 0 6 ～別紙 1 0 9 (略)

(削除)

別紙 1 1 2 ～別紙 1 1 6 (略)

(削除)

(削除)

) { J8528-8( (略) H16)			
--------------------------------	--	--	--

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表 2. ～表 5. (略)

別紙 6 ～別紙 1 0 3 (略)

別紙 1 0 4 J 6 0 3 3 5 - 2 - J 2 (H 1 4) 家庭用及びこれに  
類する電気機器の安全 パート 2 : 電気こたつの個別要求  
事項 (略)

別紙 1 0 5 J 6 0 3 3 5 - 2 - J 3 (H 1 4) 家庭用及びこれに  
類する電気機器の安全 パート 2 : ハードあんかの個別要求  
事項 (略)

別紙 1 0 6 ～別紙 1 0 9 (略)

別紙 1 1 0 J 6 0 4 0 0 (H 1 4) 蛍光灯用ソケット及びグロー  
スタータソケット (略)

別紙 1 1 2 ～別紙 1 1 6 (略)

別紙 1 1 7 J 6 0 5 9 8 - 2 - 1 (H 1 4) 照明器具 パート 2  
: 個別要求事項 セクション 1 : 定着灯器具 (略)

別紙 1 1 8 J 6 0 5 9 8 - 2 - 2 (H 1 4) 照明器具 パート 2

別紙 1 1 9 (略)

(削除)

(削除)

別紙 1 2 2～別紙 1 2 6 (略)

(削除)

別紙 1 2 8～別紙 2 0 6 (略)

: 個別要求事項 セクション 2 : 埋込型照明器具

別紙 1 1 9 (略)

別紙 1 2 0 J 6 0 5 9 8 - 2 - 4 (H 1 4) 照明器具 パート 2

: 個別要求事項 セクション 4 : 一般用移動灯器具 (略)

別紙 1 2 1 J 6 0 5 9 8 - 2 - 5 (H 1 4) 照明器具 パート 2

: 個別要求事項 セクション 5 : 投光器 (略)

別紙 1 2 2～別紙 1 2 6 (略)

別紙 1 2 7 J 6 0 5 9 8 - 2 - 1 9 (H 1 4) 照明器具 パート

2 : 個別要求事項 セクション 19 : 空調照明器具 (安全要  
求事項) (略)

別紙 1 2 8～別紙 2 0 6 (略)